

セントレックス（成長企業市場部）上場銘柄の四半期財務情報の開示内容の充実について

平成14年12月17日

株式会社名古屋証券取引所

趣 旨

当取引所は、金融庁が本年8月に公表した「証券市場の改革促進プログラム」において、「国内市場間のルールの差異について、市場全体が効率的に機能するためのインフラ整備として、取引所等間で共通化できるものに関し、ルールの整備を行う」旨の要請を受けている。他方、市場関係者からは、「いわゆる新興企業向け市場間において、四半期開示に関するルールの差異があることから、比較可能性に問題がある。」との指摘もある。以上の内容に応える観点から、セントレックス（成長企業市場部）上場会社に義務付けている四半期に係る経営成績等の内容の開示について、開示内容の一層の充実を図るものとする。

改正概要

項 目	内 容	備 考
1 .四半期財務諸表等の添付の義務付け	・セントレックス上場会社は、平成15年4月1日以降に開始する事業年度における四半期に係る経営成績等の内容を開示する際には、当該四半期に係る財務諸表（四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書並びに四半期貸借対照表及び四半期損益計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書））を添付するものとする。	従前より、セントレックス上場会社は、第1四半期（事業年度の初日から3ヶ月）及び第3四半期（同9ヵ月）における経営成績等の内容を確定後直ちに開示するものとしている。
2 .公認会計士等による意見表明の手續（レビュー）の実施要請	・四半期に係る財務諸表等について、公認会計士又は監査法人による意見表明の手續（レビュー）の実施に努めるものとする。	セントレックス上場会社の急激な負担増に配慮しつつ、可能な限り早期にレビューを実施するよう要請する。

改正時期

平成15年2月を目途とする。

以 上